

滋賀県全域で盛土等を行うときは、 事前に許可または届出が必要です。

- 盛土等による災害防止のため、令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が施行されました。
- 滋賀県では、県内全域※を規制区域に指定し、令和7年4月1日から規制を開始する予定です。規制区域(案)は裏面をご覧ください。 ※中核市である大津市においては、大津市が区域指定。
- 令和7年4月1日から下記に示す規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可または届出が必要となります。

許可または届出対象となる盛土等の規模

区域	行為	要件	イメージ図
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	
		②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	
		④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 となるもの(①~④を除く)	
		⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300m²超 となるもの	
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 となるもの	

区域	行為	要件	イメージ図
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	
		②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	
		④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの(①~④を除く)	
		⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m²超 1,500m²超 となるもの	
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの	

- 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの
- 宅地造成等工事規制区域とは、市街地や集落、その周辺など、盛土が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを設定
- 特定盛土等規制区域とは、市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを設定

お問い合わせ

滋賀県 土木交通部 住宅課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL: 077-528-4240

詳しくは滋賀県のホームページをご確認ください。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/339774.html>

※大津市域については、大津市のホームページをご確認ください。
<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/035/1308/g/takuchi/zousei/55797.html>



滋賀県 盛土規制法

検索

